

○熊本県公害紛争処理条例

昭和46年9月30日
条例第55号
〔環境保全課〕

熊本県公害紛争処理条例をここに公布する。
熊本県公害紛争処理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下「法」という。)に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第13条の規定に基づき、熊本県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員9人をもって組織する。

(専門調査員)

第4条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査会の庶務)

第5条 審査会の庶務は、環境生活部において処理する。
(昭50条例38・平2条例5・平9条例1・一部改正)

(紛争処理の手續に要する費用)

第6条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)第16条の規定により参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料
- (2) 調定委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- (3) あっせん委員、調定委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料
- (4) 呼出又は送達のための郵便料又は電信料
(昭48条例28・昭49条例65・一部改正)

(鑑定料)

第7条 調定委員会又は仲裁委員会における鑑定人が令第16条の規定により支給を受ける鑑定料の額は、当該鑑定をするにあたり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

2 前項の鑑定料の支給方法は、知事が定める。
(昭48条例28・平12条例9・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。
(平12条例9・一部改正)